

参加
無料

経営者向け 労働問題セミナー

経営者のための リスク回避対策 シリーズ 第3回

※シリーズ関係なく、初めての方でもご参加頂けます

2020年4月より、パートタイム有期労働法が施行され、「同一労働同一賃金ガイドライン」の適用がスタートしました。それにより、働き方改革関連法への対応が求められ、体制と準備を整えることが必要となりました。2021年4月から中小企業にも適用され、そろそろ半年経過しようとしています。が・・・実際のところは拙速な対応となっていないませんか？

本セミナーでは、会社はどのような点に気をつければ良いのか、どのように取り組めば良いのか等、すぐに着手すべきポイントを、具体的なプロセスとスケジュール作成を用いてわかりやすく解説します。

01

パートタイム有期労働法のポイントと同一労働同一賃金が必要とされる背景や基本的事項の解説



02

雇用区分間ごとに従業員に対する不合理な待遇差を解消するための検討手順



03

人事制度や就業規則を変更する際の注意点や具体例の解説



セミナー日時

2021年10月 8 日(金)
15:00~16:00 (受付14:30~)

※貴社就業規則をお持ちください
周南市学び・交流プラザ 交流室 3
山口県周南市中央町4番10号



弁護士 大賀 一慶
-CEO-



弁護士 弘藤 智基
-宇部オフィス支店長
COO-



弁護士 前田 浩志
-周南オフィス支店長
COO-



弁護士 津田 清彦
-下関メインオフィス支店長
COO-



弁護士 中田 侑佳

顧問先企業数50社以上の弁護士法人 大賀綜合法律事務所が
法務を通して企業様の運営・発展を全力でサポートします！

セミナー日時

会場では次のウイルス感染症への対策を徹底して行っています。1.アルコール消毒液の設置 2.部屋の換気・広めの席配置 3.スタッフの検温・マスク着用
ご参加頂く方は、当日の検温とマスクの着用をお願いいたします。

2021年10月 8 日(金)
15:00~16:00 (受付14:30~)

周南市学び・交流プラザ 交流室 3
山口県周南市中央町4番10号



参加
特典

・どちらか選択ください

□ 当日の無料相談（15分程度）
□ 弁護士往訪による法律相談を1時間無料

セミナーの内容以外でも、お気軽にご相談ください

FAX専用申込書

定員20名

お申し込みはFAX以外に電話と

申込フォーム(QRコード)からも受付しております。

定員に達した際はご連絡いたします。

連絡がない場合は参加受付されております。

TEL 083-249-6010

FAX 083-249-6011



貴社名	フリガナ		ご参加者名	フリガナ	
貴社住所	〒				セミナー参加特典 どちらか選択ください
電話番号	メール アドレス			当日の無料相談（15分程度） or 弁護士往訪による法律相談(1時間)	

※ご記入いただきました個人情報は、第三者への提供はいたしません

お問い合わせ担当：中野

